

北 監 第 28 号
令和 2 年 9 月 1 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

各種委員会・協議会の構成と活動状況について

実施日

令和 2 年 1 0 月 7 日 (水)

実施場所

北方町役場 3 階 委員会室

基本方針・着眼点

- ・ 任命状況等委員の構成は適切であり、活動は十分行われているか。
- ・ 開催状況及び協議内容は活発で有効に機能し、事業等に生かされているか。

提出資料 (3 部)

- ・ 各種委員会・協議会の委員任命状況や活動状況等について把握できる資料
- ・ その他、上記に関連する資料等

出席依頼者氏名

各担当課 (局・室) 長

北 監 第 32 号
令和 2 年 10 月 21 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

各種委員会・協議会の構成と活動状況について

(2) 監査の目的

任命状況等委員の構成は適切であり、活動は十分行われているか。また、開催状況及び協議内容は有効に機能し、事業等に生かされているかを主眼に監査を実施した。

(3) 監査の対象

別表に示す委員会協議会

(4) 監査実施日

令和2年10月7日（水）

(5) 監査の方法・手段

対象事項について、関係職員から書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき監査した結果、法令等による委員任命や開催についておおむね適正に執行されていると思われる。過去に、形式的に毎年行われていた委員会等も見直され、必要な時に行うこととしたことは評価できる。今後は、本当に委員会等の開催が必要になった場合に、速やかに開催できるよう担当課において周知しておくことや、担当者が変わった場合の引継ぎなどについて留意しておく必要があると思われる。